

わじま住まい再建支援事業よくある質問

【Q1】 発災時には1つの世帯だったが、世帯分離し2箇所再建した。それぞれ対象となるのか。

【A1】 罹災証明書の世界で1回のみ対象とします。
被災時1つの世帯であったが、再建時、2つの世帯に分かれる場合には、加算支援金の申請で再建先となっている住宅に住む世帯に補助します。

【Q2】 2世帯以上で1つの住宅を建設・購入又は補修する場合、それぞれ対象となるのか。

【A2】 2世帯以上が同じ住宅で再建する場合は、1つの世帯とみなし、1回のみ補助対象とします。
どの世帯が補助を受けるかは、世帯間でご相談のうえ申請ください。

【Q3】 2世帯以上で1つの住宅を建設・購入又は補修するが、そのうちの一部は別の住宅を建設・購入又は補修する。別の住宅についても対象となるか。

【A3】 補助を受けられるのはどちらかの住宅だけ、1つの世帯だけです。また、加算支援金の申請をした住宅に限ります。

【Q4】 被災世帯の世帯員以外の者（準半壊・一部損壊の世帯や市外在住者など）と共同で建設・購入又は補修する。対象となるか。

【A4】 加算支援金の申請した住宅であれば対象となりますが、再建費用は按分したうえで補助金額を計算します。
再建費用の按分は、その住宅の登記事項証明書による持分によります。その住宅の登記事項証明書による持分が不明な場合は、契約書等に記載されている名義人の数に応じて按分します。

わじま住まい再建支援事業よくある質問

【Q5】 補修が必要な中古住宅を安く購入し、購入費用よりも補修費用が高額となっている。建設・購入区分よりも補修区分の方が補助金額が高くなるが、補修区分で申請できるか。

【A5】 補助金額が高くなる区分で申請できます。両方は申請できません。このとき、補修区分で申請する場合は、補修に係る経費の総額となります。建設・購入費用は含みません。

【Q6】 「令和6年能登半島地震」でも「令和6年奥能登豪雨」でも加算支援金を受給している。両方で補助が受けられるか。

【A6】 補助は1回となります。「令和6年奥能登豪雨」の加算支援金で申請した再建先に対する費用が補助金額の根拠となります。なお、地震と豪雨で同じ再建先を補修している場合は、両方の補修費用を合算できます。

【Q7】 店舗等との併用住宅だが対象になるか。

【A7】 住宅部分に関する費用のみ対象となります。契約書、見積書などでそれぞれの金額が確認できる場合は、住宅部分に関する費用を対象とします。分からない場合は、面積で按分しますので図面が必要となります。

【Q8】 発災時同一世帯だったが、発災後に世帯分離した。加算支援金及びこの補助金の申請をする方の世帯の再建先の引渡しは終わったが、残りの世帯の再建がまだである。発災時同一世帯の全員が応急仮設等から出なければ申請できないか。

【A8】 発災後に世帯分離していても、発災時同一世帯の全員が応急仮設等から出ている必要があります。

わじま住まい再建支援事業よくある質問

【Q9】 加算支援金申請時に提出した契約書等では既に引渡しが終わっていることになっているが、工期の延長や追加工事などにより、実際には建設や補修が終わっていない。事業認定申請書を提出しなければならないか。

【A9】 事業認定申請書を提出いただく必要があります。当初の契約書及び工期延長や追加工事が分かる書類をご提出ください。

【Q10】 ①工期が延びたことで費用も高額になると言われた。加算支援金受給済だが業者を変更したい。
②施工しようとしたら今の敷地では建てるのが難しいことが判明した。加算支援金受給済だが、加算支援金申請時の契約を破棄して別の場所で建設したい。

【A10】 ①②とも、区分が変わらないのであれば、契約書の差し替えと書類の提出（工事の進行度合いに応じる）で可能です。
工事が完了していれば交付申請兼請求書、工事が未着手であれば変更等承認申請書を提出してください。

【Q11】 売主から戸籍謄本がもらえない。（拒否される、連絡が取れない等）

【A11】 窓口・電話にてご相談ください。個別に対応いたします。

【Q12】 着手前の写真がない。

【A12】 写真の提出は必須ですが、やむを得ない場合については、修理前の状況、修理の内容を記載した申立書及び図面を提出してください。

【Q13】 登記、戸籍謄本等の費用は住宅の再建に要する費用に含まれるか。

【A13】 含まれません。

わじま住まい再建支援事業よくある質問

【Q14】住宅の再建に要する費用に含まれるものは何か。

【A14】①建設・補修の場合

住宅の構造体や住宅設備に係るもの（基礎、壁、柱、屋根、床、給排水設備、キッチン、風呂、トイレなど）の建設・補修費用に限ります。地盤改良や家電（エアコン等）の整備費用は含みません。

②購入の場合

住宅及びその住宅用地を一体として購入した費用に限ります。住宅用地以外の土地購入費は含みません。

【Q15】解体費用は含まれるか。

【A15】補修のために内部の既存設備の解体が必要となる場合は含まれます。縁切りし不要部分を解体する場合は含みません。

【Q16】建設、補修の工事完了前に補助金を概算で受給したい。

【A16】建設（新築）する場合に限り、工事完了前に補助金交付申請書を提出いただいた上で概算払いすることができますので、ご相談ください。ただし、概算払いした場合は、工事完了後に改めて実績報告書等を提出していただく必要があります。